

北信圏域障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別解消の取り組みを推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「法」という。)の規定に基づき、北信地域の障害者差別を解消するために関係者が話し合う場を作り、障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりのため、北信圏域障害者差別解消支援地域協議会(以下「差別解消協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 差別解消協議会は法第18条1項の規定に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別に関する事案や取組の共有・分析に関すること
- (2) 障害者差別解消のための広報・啓発活動に関すること
- (3) 障害者差別解消のための研修に関すること
- (4) その他、障害者差別解消に関し必要な事項

(構成員等)

第3条 差別解消協議会の構成員は北信地域障がい福祉自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)設置要綱別表1に掲げる自立支援協議会の構成員が差別解消協議会の構成員を兼ねる。

(会長および副会長)

第4条 自立支援協議会の会長、副会長が、差別解消協議会の会長、副会長を兼ねるものとする。

- 2 会長は、差別解消協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長が会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 差別解消協議会は会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 障害を理由とする差別の解消に向けた連携協力体制の課題等の調査検討を行うため、自立支援協議会の権利擁護部会の中に実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議の会長は自立支援協議会副会長とする。

(守秘義務)

第7条 差別解消協議会及び実務者会議を構成する各機関及び団体は、正当な理由なく差別解消協議会及び実務者会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 差別解消協議会の事務局は北信圏域障害者総合相談支援センターに置く。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、差別解消協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、差別解消協議会において別途定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。